

「令和2年度若年技能者人材育成支援等事業」推進計画

1. 地域における技能振興事業の実施について

(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等	
① 技能五輪全国大会の予選会の実施	<p>○技能五輪全国大会の出場選手を選出するための愛媛県予選大会を1職種程度（実施回数1回程度）実施します。</p> <p>○企画した内容は愛媛県職業能力開発協会と協議のうえ、共同実施いたします。</p> <p>○各都道府県職業能力開発協会が独自の選考基準にて推薦する職種のうち、「西洋料理」の1職種については、技能検定とは別に予選大会として競技を行います。</p> <p>全国司厨士協会愛媛県本部の専門家を審査員として起用し、正確に実施できる体制を整えます。</p> <p>技能五輪全国大会を含めた参加選手及び観客の募集にあたっては、調理関係の業界団体、調理科を設置している高校・専門学校等へ広く広報を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・実施予定職種 西洋料理職種</li><li>・競技参加予定人数 5名程度</li><li>・実施予定時期 2021年2月頃</li></ul>
(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等	
② 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施	<p>○技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会へ出場する「愛媛県選手団」のうち中小企業の従業員や職業訓練機関に所属する学生、教育訓練機関に所属する生徒等が選手として参加する場合に、参加選手とその指導者等の参加旅費及び道具等の運搬費の援助を行い、大会参加を促進します。</p> <p>○競技大会の参加に向けて選手育成に努めた結果、平成31年度若年者ものづくり競技大会では、愛媛県選手団が出場したほとんどの職種で入賞という快挙を成し遂げており、教育訓練機関関係者の競技大会参加への関心が非常に高いことから、参加者数の増加が見込まれております。</p>

	<p><b>【参加支援計画（案） 想定職種数・人数】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能五輪全国大会 6職種 選手11名程度 (指導者 9名程度) 想定職種：電子機器組立て、冷凍空調技術、洋裁、日本料理、西洋料理、フラワー装飾</li> <li>・若年者ものづくり競技大会 5職種7名程度 (指導者 7名程度) 想定職種：機械製図、旋盤、電子回路組立て、電気工事、建築大工、ウェブデザイン、グラフィックデザイン、造園</li> </ul> <p>※若年者ものづくり競技大会については、令和3年度の自県開催に向けて選手育成に努めており、その結果として規模別数値以上の参加者予定数を見込んでおります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選手募集方法 職種別業界団体、ものづくりマイスター制度活用企業、当会会員企業、職業訓練機関、教育訓練機関等への周知</li> </ul>
<p><b>(2) ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組</b></p>	
<p>① ものづくりマイスター、ITマスター及びそれ以外の熟練技能者の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○技能に係る講演、製作実演、ものづくり体験教室及び作品展等イベントを愛媛県下各地（東予・中予・南予）で広く開催いたします。</li> <li>○愛媛県民に「ものづくり」の意義と、「ものづくり」を支える産業界での「技能者」の重要性やその「人材育成」等を積極的にアピールし、技能尊重機運の高揚を図ります。 企業、職種別組合、技能士会、経済団体、地域の行政・教育機関等とも連携し、PRパンフレットの配布、プレスリリース等により、広く周知した上で下記のイベントを実施します。</li> <li>○ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組みに関して、「地域振興コーディネーター」がイベント等の実施、企画、運営等の補助業務、熟練技能者等の派遣コーディネート等を行い、事業を円滑に進めてまいります。</li> <li>○周知・広報事業者とプロモーションの効果測定</li> </ul>

等について連携して取組みます。

((7)「えひめものづくりフェア2020」の開催

- ・開催予定時期 9月27日(日)
- ・開催予定場所 愛媛県松山市
- ・集客予定人数 6,000人程度(目安)
- ・小中学生及び一般県民等を対象とした技能イベントを開催することにより、ものづくりへの技能尊重機運の醸成を図ります。
- ・ものづくり体験教室と製作実演、作品展示等を組み合わせたイベントとし、職種には情報技術関連分野を含めたものとして実施いたします。

職種数 20職種程度(建築大工・家具製作・建具製作・ガラス施工・左官・和裁・紙加工・畳製造・陶磁器製造・表装・菓子製造・造園・石材加工・配管・情報技術関連等)

- ・ものづくりマイスター、ITマイスター、現代の名工、全技連マイスター会愛媛県支部、愛媛マイスター等熟練技能者による作品展示、専門高校生による技能作品展示等
- ・小中学生を対象とした「ものづくり体験会」(受講予定者数1,000人)
- ・建築大工職種「丸太切り競争」等の一部の職種において競技方式を取り入れた体験教室を実施します。
- ・製作実演(建築大工職種「大型かんな削り」、フラワー装飾職種「フラワー装飾実演」、調理職種「氷彫刻実演」、塗装職種「サンドアート」等の実演パフォーマンス等)
- ・技能士、技能検定制度、技能競技大会等、その他技能尊重機運醸成に係る広報(パネル展示、映像紹介等)
- ・イベントには、児童・生徒の進路選択に影響力のある保護者等一般住民に多く来場していただき、ものづくりの仕事の魅力を感じていただくものといいたします。

(イ) 愛媛県内各地での「ものづくり体験教室」の開催

- ・県内で行われる市町や経済団体等が開催する産業振興イベント等に参加し、イベントの趣旨や地域特性に応じた内容のものづくり体験イベントを実施します。
- ・ものづくりに対する興味・関心を高めるため、身の回りにある製品の製造に携わる人たちの技能について紹介し、技能尊重機運の醸成を図るとともに、児童・生徒自らが製品を製作し、完成することによって、ものづくりの感動を体感していただくものとします。
- ・本事業を7年間受託してきた中で、生で体感するプロの技、熟練技能者のものづくりにかける情熱や仕事に対する姿勢などの魅力が、多くの参加者に伝わり、年々出展依頼や参加者が増えており、技能尊重機運が高まってきております。

【愛媛県内各地でのものづくり体験教室の内容】

- ・小中学生を対象とした「ものづくり体験教室」
- ・ものづくりマイスター、現代の名工、全技連マイスター愛媛支部、愛媛マイスター等熟練技能者による「製作実演」
- ・技能士、技能検定制度、技能競技大会等、その他技能尊重機運醸成に係る広報（ミニパネル展示等）

【体験教室例】

- ・タイルアート（タイル技能士）
- ・水引細工（水引金封伝統工芸士）
- ・フラワーアレンジメント（フラワー装飾技能士）
- ・万華鏡づくり（ガラス施工技能士）
- ・ぴかぴか泥だんご（左官技能士）
- ・小物ペイント（塗装技能士）
- ・和菓子細工（菓子製造技能士）
- ・木工小物（家具技能士）
- ・ミニ椅子づくり（建築大工技能士）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロボットプログラミング体験（情報処理技術者等）</li> <li>【予定会場数、受講者数】</li> <li>・会場15箇所 受講予定者数延べ800名</li> </ul> <p>(ウ)ものづくりマイスター、ITマスター以外の熟練技能者の派遣</p> <p>○ものづくりマイスター、ITマスター以外の熟練技能者を派遣し、実技指導を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年技能者に技能検定（2級、3級）レベルの技能の習得、技能検定の受検意欲の向上を図るため、中小企業等の若年技能者や専門高校等の生徒への、実技指導による技能継承を行います。</li> </ul> <p>【実技指導例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フラワー装飾職種</li> <li>・電子回路組立て職種（技能競技大会職種）</li> <li>・調理職種 等</li> </ul> <p>【熟練技能者活動数（人日）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受講予定者数延べ800名</li> </ul>
<p><b>(2) ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組</b></p>	
<p>② 技能競技大会展の実施</p>	<p>○国が行う技能競技大会について紹介する展覧会を、センター・ブロック幹事県コーナーと密に連携をとり、協力して実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度第16回若年者ものづくり競技大会の自県開催に向けて機運醸成を図って参ります。</li> <li>・愛媛県内の技能五輪出場経験者等の講師派遣依頼があった場合は、派遣協力いたします。</li> </ul>
<p>③ 技能士展の実施</p>	<p>○国が行う技能士制度について紹介する展覧会を、センター・ブロック幹事県コーナーと密に連携をとり、協力して実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛媛県技能士会所属技能士等の講師派遣依頼があった場合は、技能士会とも連携して派遣協力いたします。</li> </ul>
<p>④ 技能五輪全国大会を活用した技能の理解促進</p>	<p>(該当なし)</p>

<p>⑤ 「地域発！いいもの」 応援事業の実施</p>	<p>○技能振興コーナーホームページ、スタッフの巡回等による広報や、業界団体、職種別技能士会・学校等へリーフレット案内（年2回程度）等を行い広く募集を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で画期的な人材育成等の取組みを行っている企業・団体・学校等へ応募を促します。</li> <li>・応募書類の受付・チェック、中央技能振興センターとの連絡調整業務を行います。</li> </ul>
<p>⑥ グッドスキルマーク事業の実施</p>	<p>○技能振興コーナーホームページ、スタッフの巡回等による広報や、職種別技能士会等へリーフレット案内（年2回程度）等を行い広く募集を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製品等を全工程において製造している一級技能士等を中心に応募を促します。</li> <li>・応募書類の受付・チェック、中央技能振興センターとの連絡調整業務を行います。</li> </ul>
<p><b>(2) ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組</b></p>	
<p>⑦ 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツ作成支援</p>	<p>○中央技能振興センターからの指示により、愛媛県内の平成31年度及び令和元年度被受賞者に対して取材を行い、取材結果をセンターに提出いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この取材結果等を通じて、技能尊重機運の醸成や青少年へ技能職入職促進につなげて参ります。</li> </ul>

## 2. ものづくりマイスター等の認定、登録及び活用に関する業務等について

<b>(1) ものづくりマイスター等の認定要件及び対象分野</b>	
ものづくりマイスター等の認定要件及び対象分野	<p>○ものづくりマイスター、ITマスター及びテックマイスターの各認定要件、指導対象分野にあった方の申請書を認定委員会に提出いたします。</p>
<b>(2) ものづくりマイスター等の開拓</b>	
ものづくりマイスター等の開拓	<p>○ものづくりマイスター、ITマスター及びテックマイスターの確保に向け、対象業種の企業等に対し、「ものづくりコーディネーター」が電話や訪問等により、ものづくりマイスター制度等の周知・広報を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業・業界団体への訪問頻度（担当者2人程度配置し、担当者が月4日程度訪問活動を行う。1日当たりの平均訪問数3社程度）</li> </ul> <p>○愛媛県内で機械検査職種、菓子製造職種等の派遣ニーズの多い職種や、機械・プラント製図職種等の認定者数が少ない職種を中心にものづくりマイスター候補者の掘り起こしを行い、地域に不足している職種の解消を図ります。具体的には、機械検査職種は金型製造メーカー等、菓子製造職種は業界団体や製菓系専門学校等へアプローチを行い、ものづくりマイスターの掘り起こしを行います。</p> <p>○ITマスターは、IT系業界団体や情報系専門学校等を訪問し、ITマスターの掘り起こしを行います。</p>
<b>(3) ものづくりマイスター等への説明</b>	
ものづくりマイスター等への説明	<p>○認定を受けたものづくりマイスター、ITマスター及びテックマイスターのうち、講習免除とならないマイスター等に対し、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知します。</p> <p>○ITマスターは、学校に派遣する前に、教材利用に関するマニュアルを配布するとともに、講義の進め方等について説明を行います。</p> <p>○マイスター等認定証の交付時と、登録済のマイスター等で初めて実技指導等を開始するマイス</p>

	<p>ターに対して、活動条件等について、文書により通知し、説明を行います。</p> <p>○過去3年間に活動実績がないものづくりマイスターには、引き続き活動する意思があるか否かを確認の上、継続の意思がある場合には最新版のテキストや事例集等を提供し、以後のものづくりマイスター活動の稼働に繋げてまいります。</p>
<p><b>(4) 申請書類等の取りまとめ</b></p>	
<p>申請書類等の取りまとめ</p>	<p>○ものづくりマイスター、ITマスター及びテックマスターの認定申請を行う者に対して、申請書類作成の説明や確認など事務処理の支援を行います。</p> <p>○生産性・品質向上、人材育成方法等の指導、労働安全衛生法を含む労働環境の改善に向けた助言等を実施するものづくりマイスター及びIT技術を活用した生産性・品質向上の指導を実施するものづくりマイスターの対象者の把握に努め、対象となりうる場合には、記載事項の確認作業を行います。</p> <p>○申請書類は点検・確認を行い、コーナーがとりまとめてセンターに提出します。</p>



(5) ものづくりマイスター等に対する研修

ものづくりマイスター等  
に対する研修

- ものづくりマイスター、ITマスター及びテックマスターの技術指導の質の向上が図られるよう、新たに認定されたものづくりマイスター等に対し、実技指導の結果報告の作成方法等を含む指導技法等講習を実施します。その際、個人情報保護、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの防止、若年者・学生との接遇といった面の知識付与等も行います。
- 指導技法講習の実施に当たっては、センターの準備する教材等を活用し、ものづくりマイスター等の指導技能が全国的に均一化にできるように実施します。
- こうした指導技法等講習については、一定数のものづくりマイスター等が認定されるごとに、適宜、実施していくこととします。
  - ・開催予定頻度 年3回程度（7月頃、1月頃、2月頃）
- コーナー職員に対しては、ITマスターの講義の実施に係る「e-ラーニング教材」の活用方法について周知を図ります。
- 地域サポートステーションへものづくりマイスター等を派遣する場合には、この施設を利用する者は配慮を必要とする場合があるため、派遣対象者に対し派遣前に研修を行います。
- 指導技法等講習の講師候補者を中央技能振興センターに推薦し、講師養成研修の受講を推奨いたします。

### 3. ものづくりマイスター等の派遣等について

(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等	
コーナーにおける相談・援助等	<p>○企業、学校等へ、技能検定の実技試験や技能競技大会の課題等を活用した、若年技能者の人材育成に係る取組方法・訓練施設・設備等のコーディネート、実技指導等の相談・援助及びものづくりマイスター等の派遣のコーディネート等を行います。</p> <p>○基礎的な作業に係る技能講習会や、技能競技大会の競技課題等を活用した人材育成に関心のある企業等に対して、競技課題や技能検定課題を活用した人材育成の取組マニュアル、事例集について説明するとともに、ものづくりマイスター等が、企業、教育訓練機関が訓練計画を作成するに際して、アドバイス等の援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・企業、教育訓練機関への訪問頻度（実技指導担当者1人程度配置し、月3日程度訪問活動を行います。</li><li>・中小企業向けIT系担当者と教育訓練機関向けIT系担当者を各1人程度配置し、計月4日程度訪問活動を行います。（1日当たりの平均訪問数2社（校）程度）</li></ul> <p>○ものづくりマイスター等の派遣要請のあった企業、学校等から希望する指導内容、実技指導後の技能習得目標レベル等を記録し、コーナーのスタッフ月次会議にて情報共有を行い、要請先からのニーズを把握して相談・援助活動に活かしてまいります。</p> <p>○企業及び業界団体からものづくりマイスター等の派遣要請のあった場合は、雇用安定等各種給付金の受給予定について確認するとともに、技能検定3級の資格付与についても積極的に案内を行い、技能検定の受検契機に繋げてまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・企業、教育訓練機関への訪問頻度（実技指導担当者1人程度配置し、月3日程度訪問活動を行う。</li></ul>

	<p>中小企業向け I T 系担当者と教育訓練機関向け I T 系担当者を各 1 人程度配置し、月 2 日程度訪問活動を行う。(1 日当たりの平均訪問数 2 社(校)程度)</p> <p>○ I T マスターの派遣について、連携会議のメンバーである愛媛県教育委員会を通じて県内市町教育委員会とも連携し、市町の小中学校へ訪問を含めた働きかけを行います。また、年度当初に県下全小中学校(約 4 5 0 校)へリーフレット等での活用案内(広報)を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育訓練機関への訪問頻度(I T 系担当者 1 人/月 1 日程度、1 日当たりの平均訪問数 2 校程度)</li> </ul>
<p><b>(2) ものづくりマイスター等の派遣による指導の実施</b></p>	
<p>① ものづくりマイスター、I T マスター及びテックマイスターの派遣対象等</p> <p>② 指導対象年齢</p> <p>③ 指導内容</p> <p>④ 指導記録</p>	<p>○実技指導の実施にあたっては、派遣先に最適なものづくりマイスター等を選定し、技能検定の実技課題や技能競技大会の競技課題等を用いた訓練指導を行います。また、ものづくりマイスター等の指導後には、実技指導を行った受講生について、実施した実技指導の内容、目標とする技能レベルへの到達度の評価、必要に応じて今後の課題等を記録することとします。また、当該評価等の内容を受講生に対して効果的に伝えることにより、受講生の感想を記録するとともに、当該受講生の更なる訓練の促進を図ります。</p> <p>○指導対象年齢は主に 1 5 歳から 3 5 歳未満の若年層といたします。</p> <p>○企業、職種別組合・団体等への実技指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能検定取り組み企業や職種別組合・団体等に対して広報を行い、事業の周知を図ります。</li> <li>・実技指導において必要な機械加工等の設備は、中小企業においては自社で確保できない場合も多いため、公共職業訓練校とのネットワーク等を活用し、設備等のコーディネートを行います。</li> <li>・経営支援機関、金融機関等へ制度広報に努めた結果、新規導入企業の開拓と企業の人材育成に関</li> </ul>

	<p>する好事例に繋がったため、今後とも経営支援機関への広報に引き続き取り組んでまいります。</p> <p>【ものづくりマイスターの活動数等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業、業界団体等への派遣数 14社程度</li> <li>・受講予定者数 延べ215人日以上</li> </ul> <p>【ITマスターの活動数等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業、業界団体等への派遣数 1社程度</li> <li>・受講予定者数 1人日以上</li> </ul> <p>○高等学校等教育訓練機関への実技指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生への実技指導につきましては、学校のシラバス等をもとに、受講可能な職種や指導内容等の情報提供を行い、事業の周知を図ります。</li> <li>また、未活動のマイスターがいる職種と学校のシラバスとの内容とがマッチした場合は、学校に対してマイスター派遣導入を働きかけます。</li> <li>・技能検定3級の受検資格付与を希望する者に対しては、その「確認書」のチェックを行い、安全に作業できるか否かを判定いたします。</li> <li>・令和元年度の取組みにおいて、高等教育訓練機関である高等専門学校へマイスターの派遣を行った実績を踏まえ、今後更なる若手技能者各層への技能継承を広げてまいります。</li> </ul> <p>【ものづくりマイスターの活動数等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門高校等への派遣校数 15校（学科）程度</li> <li>・受講予定者数延べ1,125名以上</li> </ul> <p>【ITマスターの活動数等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門高校等への派遣校数 1校程度</li> <li>・受講予定者数 1人日以上</li> </ul>
<p><b>(3)「目指せマイスター」プロジェクト</b></p>	
<p>① 「ものづくりの魅力」発信</p>	<p>○児童・生徒のものづくりに関する理解を深め、将来、若者自らがものづくり産業への就業等を実現できるよう、また、教師や保護者等がものづくり産業への就業等を希望する学生を支援しやすいよう、教育機関関係者、児童・生徒、その保護者等に対して「ものづくりの魅力」発信を行い、技能の魅力、重要性、技能者の役割等の情報を提</p>

	<p>供することにより、ものづくりに関する理解促進を図ります。</p> <p>(ア) 小中学校等の授業等にもものづくりマイスターを派遣し、児童・生徒に対して「ものづくりの魅力」を発信します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技能や仕事に関する講話</li> <li>・ 製作実演による高度な技能の披露</li> <li>・ ものづくり体験や職人体験</li> <li>・ 連携会議のメンバーである愛媛県教育委員会を通じて県内市町教育委員会とも連携し、開催市町の小中学校へ働きかけを行います。また、県下全小中学校（約４５０校）へリーフレット配布等での活用案内を行います。</li> </ul> <p>(イ) 児童・生徒を対象とした、ものづくりマイスターによる講義をとまなう事業所等見学を実施します。</p> <p>(ウ) 児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信の講義等の実施にあたっては、ものづくりに関する理解を促進していくため、当該学校の教師を対象とした「ものづくりの魅力」講座等を実施します。また、児童・生徒の進路決定にあたっては、その保護者の与える影響は大きく、ものづくり産業における人材確保に資するため、児童・生徒の保護者を対象にした「ものづくりの魅力」講座等を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技能の魅力、重要性、技能者の役割等に関する講話</li> <li>・ 児童や生徒に体験させる内容の説明</li> <li>・ 派遣校（回）数 １０校（回）程度</li> <li>【ものづくりマイスターの派遣人日】</li> <li>・ ２４人日以上</li> <li>【ものづくりマイスターの活動数】</li> <li>・ 受講予定者数延べ８８１人日以上</li> </ul>
<p>② 「ＩＴの魅力」発信</p>	<p>○児童・生徒の情報技術に関する興味を喚起するとともに、情報技術を使いこなす職業能力の付与が実現できるよう「ＩＴの魅力」発信を行い、ＩＴに関する理解促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小中学校等の授業等にＩＴマスターを派遣し、</li> </ul>

	<p>児童・生徒に対して「ITの魅力」を発信します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ITの魅力が児童生徒に伝わるよう、講義形式又は情報関連技術の実技体験など講習課題に応じた内容で実施いたします。</li> <li>・「ITの魅力」発信については、ITマスターとの調整や、対応機器との調達等のコーディネートが必要なことから、ITの専門家をコーディネーターとして起用し、講座の円滑な運営に努めます。</li> </ul> <p>【ITマスターの派遣内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣校（回）数 1校（回）程度</li> <li>・受講予定者数延べ30人日以上</li> <li>・プログラミング等の実技体験</li> </ul>
<p>③ その他、若者に対する「ものづくりの魅力」発信</p>	<p>○ニートの若者等に対する就労支援に取り組んでいる地域若者サポートステーションから要請があった場合は、その支援対象者へものづくりマイスターを派遣し、ものづくり体験等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣回数 2回程度</li> <li>・講師 若者接遇等の講習を受けたものづくりマイスター</li> <li>・派遣先 東予地域若者サポートステーション</li> </ul>
<p>④ ものづくりマイスターの働く職場での職場体験実習の実施要請等</p>	<p>○児童・生徒・学生・求職者を対象に、ものづくりマイスターの働く職場での職場体験実習を実施します。実施にあたっては、地域の学校、ハローワーク、サポステ等へ参加に係る広報を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受入事業所 1箇所程度</li> <li>・講師 自営業のものづくりマイスター等</li> <li>・実施回数 1回程度</li> </ul>

#### 4 組織の実施体制・目標管理

##### (1) 愛媛県技能振興コーナーの設置について

本会事務局内に地域技能振興コーナーを設置し、「若年技能者人材育成支援等事業特別会計」を設けて経理処理を行います。

また、本会内に地域技能振興コーナー事務室を設置して実施いたします。

本事業の実施は、以下の事務室で行います。

・愛媛県技能振興コーナー

〒791-1101

愛媛県松山市久米窪田町337番地1 テクノプラザ愛媛202号室

TEL: 089-961-4077 FAX: 089-961-4078

コーナー運営にあたっては、愛媛県地域の利用者等の相談窓口となる他、ものづくりマイスター制度の運営、地域振興事業の実施及び連携会議の開催を主業務として行います。また、地域レベルの広報については中央技能振興センターからの指示・連携のもと事業を展開いたします。

事業運営にあたっては、厚生労働省、中央技能振興センターと連携して、事業推進に取り組んで参ります。

(2) 愛媛県技能振興コーナーの事業実施体制について

【事務局体制及の牽制体制は下図のとおり】

愛媛県職業能力開発協会専務理事・事務局長 (1名)

コーナー業務実施間接責任者

愛媛県職業能力開発協会次長 (1名)

コーナー業務実施間接責任者

愛媛県技能振興コーナー長 (1名)

(業務の内容) コーナー業務実施責任者: センターとの連絡調整、事業の進捗状況全体管理及び実績把握、地域の業界団体・企業・学校等との連絡調整、スタッフの業務管理、連携会議等会議の主催、事業の企画・立案 等

事務長 (1名)

(業務の内容) コーナー事務責任者: コーナー長業務代理(センター及び地域の業界団体等との連絡調整等)、事業の進捗状況等の事務統括、実技指導・体験教室・イベント等の企画立案・運営管理、各種申請書・報告書等書類管理、連携会議等会議の主催会議の運営 等

事務員 (1名)

(業務の内容) コーナー事務担当者: 庶務(書類作成・整理等)、経理業務等事務全般補助、地域の業界団体等との連絡調整補助、事業の進捗状況管理事務補助、コーナーホームページ更新・管理、連携会議等の主催会議の運営に関する事務 等

コーディネーター (4名程度)

(業務の内容等) ものづくりマイスターの開拓・説明、ものづくりマイスターによる実技指導・魅力発信講座、地域振興事業等のコーディネート等 (月数日間の活動)

(本業務に活かせる経験) 製造業メーカー、銀行OB等があり、ものづくりや人材育成に経験豊富なキャリアがあり、実務やアドバイス能力に秀でている。



(3) 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営	
(1) 連携会議の設置	<p>○国、地方公共団体、地元経済団体、労働組合組織等の関係者による連携会議を設置し、地域の有識者との連携を深め、事業運営がより効果的となるよう運営します。</p> <p>○愛媛県の産業特性、就業構造等を踏まえた技能振興の取り組みや事業実施にあたっての連携・協力の在り方の方針決定や、進捗状況、事業実施状況報告等を行います。</p> <p>○会議運営以外に、ものづくりマイスター制度や地域における技能振興に係る広報活動を連携して実施いたします。</p> <p>【会議の構成団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課</li> <li>・愛媛県教育委員会指導部義務教育課</li> <li>・愛媛県教育委員会指導部高校教育課</li> <li>・愛媛労働局</li> <li>・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛媛支部 愛媛職業能力開発促進センター</li> <li>・日本労働組合総連合会愛媛県連合会</li> <li>・愛媛県商工会議所連合会</li> <li>・愛媛県商工会連合会</li> <li>・愛媛県中小企業団体中央会</li> <li>・愛媛県経営者協会</li> <li>・一般社団法人愛媛県専修学校各種学校連合会</li> <li>・愛媛県技能士会 等</li> </ul>
(2) 連携会議の開催回数	<p>○第1回目は年度当初（5月）に開催し、事業内容等を盛り込んだ推進計画を策定します。推進計画が決定次第、委託元及び中央技能振興センターへ報告します。</p> <p>○第2回目は年末（12月）に開催し、令和2年度の事業実施状況及び令和3年度に向けた改善事項等の報告を行い、結果を取りまとめます。</p>

(4) アウトカム目標 (成果目標)	
(ア) ものづくりマイスターの実技指導を利用した企業・業界団体又は教育訓練機関の満足度	90%以上を目指します。 ・企業・業界団体や教育訓練機関担当者へ、実技指導の技能向上の効果を検証するなどし、利用満足度を高めます。
(イ) ものづくりマイスターの実技指導の内容を理解し、今後に生かせるとした訓練生の割合	90%以上を目指します。 ・訓練生へ、実技指導の技能向上の効果をものづくりマイスターから随時フィードバックし、資料化するなど技能向上の「見える化」を図ります。
(ウ) ものづくりマイスターの授業等への講師派遣を利用した学校の満足度	90%以上を目指します。 ・ものづくりマイスターによる講話等で「技能の素晴らしさ」を伝え、社会学習の一環としての側面でも、学校関係者の満足度を高めていきます。
(エ) ものづくりマイスターを活用した企業又は業界団体が技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用する契機となった割合	90%以上を目指します。 ・ものづくりマイスターを派遣した企業等に対し、人材育成コーディネーター等が、技能競技大会や技能検定による人材育成好事例について紹介するなど、企業担当者等へ技能検定の受検勧奨等を行い、技能者育成の意欲を高めます。
(オ) 地域における技能振興事業の参加者の満足度	90%以上を目指します。 ・イベントや実技指導を通じて、ものづくりマイスター等以外の熟練技能者が、「技能の奥深さ」などを参加者に伝えるなどし、指導満足度向上を図ります。
(5) アウトプット目標 (活動目標)	
ア 中央技能振興センターが運用するポータルサイトのアクセス数	(該当なし)

(6) ものづくりマイスターの活動数について活動目標達成のための取組

ものづくりマイスターの  
活動数  
(Eランク)

2, 134人日以上を目指します。

- 中小企業、職種別組合、教育訓練機関等へ周知し、制度活用促進を図り、ものづくりマイスターによる技能伝承を効果的・効率的に実施いたします。
- 業界団体等に人脈と資質を兼ね備えた「人材育成コーディネーター」を起用し、未活動職種・マイスターの実技指導等派遣ニーズのマッチングを行い、未活動マイスター率の減少を図ります。
- 本会では7年間当事業受託して参りましたが、その実績では、若年者へのものづくりマイスター制度の受講者数が年々拡大しております。更なる企業等の派遣ニーズや要請に対応するため、生産性向上、労働環境の改善等の指導も行えるものづくりマイスターの派遣要請があれば対応いたします。

(7) ものづくりマイスターの活動数に係る目標をより高く達成するための取組み及び中央技能振興センターとの密接な連携について

ものづくりマイスターの活動数に係る目標を高く達成するための取組み及び中央技能振興センターとの連携がより緊密なものとなるための取組みについて

【目標をより高くするための取組み】

○ものづくりマイスターの活動数に係る目標をより高く達成するための取組みとしては、ものづくりに関する経験・知識が豊富な製造業メーカーOB等をコーディネーターに起用し、派遣先企業の新規開拓、指導内容調整等のコーディネートを行います。また、ものづくりマイスター制度の活用事例など、積極的な広報活動を行います。このような取組みにより、派遣先の開拓に繋げていき、ものづくりマイスターの活動数増加を図ります。

【全国斉一的な事業展開の担保】

○中央技能振興センターとの連携がより緊密なものとなるための取組みとして、全国及びブロック職員会議・ものづくりマイスター職種別好事例発表・意見交換会等全国単位で行う会議・研修会への出席、実施状況の報告を定期的に行います。

技能競技大会展・技能士展、地域発！いいもの応援、グッドスキルマーク等の中央センターの主管事業について、募集活動・申請支援等の面でも積極的に事業展開いたします。

○事業の実施状況等について、厚生労働省、中央技能振興センター及び各都道府県コーナーとの業務連絡調整等を定期的に行い、緊急に対応するものも含め、全国斉一的な事業展開ができるように事業を実施いたします。